

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明



今回は、交通事故で車両などの物が壊れたり、ペットが怪我や死亡した場合などに、慰謝料が認められるのかを検討していきたいと思います。

Q₁ 買ったばかりの高級外車で交通事故に遭いました。とても気に入っていた車がひどい状態になってしまったので、気分は落ち込み、加害者に慰謝料を請求したいのですが、認められますか。

A₁ 車が交通事故で損傷した場合、物の価値が失われたのですから、それを回復するための修理費の請求は認められるのですが、車の所有者の精神的慰謝料請求までは、原則として、裁判実務上認められていません。ただ、被害者の車両に対する愛情利益や精神的平穏を強く害するような特別な事情が一般人の常識に照らして認められる場合には慰謝料の請求が認められる余地はありますが（東京地裁平成元年3月24日判決）、困難な場合が多いと思われれます。

Q₂ 車両が霊園で墓石に対して衝突したため、墓石が倒壊し、骨壺が露出する等した場合、慰謝料を加害車両の運転手に請求できますか。

A₂ 慰謝料の請求を認めた判例があります。大阪地裁平成12年10月12日判決によると、墓地等が先祖・故人の眠る場所として、通常その所有者にとって強い敬愛追慕の念の対象となるという特殊性に鑑み、慰謝料10万円を認めました。

Q₃ 飼い犬が交通事故で死亡したり、怪我をした場合、加害車両の運転手に慰謝料請求はできますか。

A₃ 慰謝料請求はできます。慰謝料の請求を認めた判例として、犬の葬儀費用2万7000円のほか、長い間家族同然に飼ってきたことを理由に、飼い主に慰謝料5万円を認めました（東京高裁平成16年2月26日判決）。

また、ラブラドルレトリバー（購入価格6万5000円）が交通事故により、第二腰椎圧迫骨折の傷害を被り、後肢麻痺、排尿障害の症状が残った場合、治療費・入院料・車椅子制作料の合計13万6500円のほかに、飼い主夫婦に対して合計40万円の慰謝料を認めた判例もあります（名古屋高裁平成20年9月30日判決）。